

今月の Twitter 2018 年 2 月 (抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【1 月 25 日】

昨夜に積雪 5 センチ。実家近くでは思いのほか積もっていました。
日中に陽の当たる場所では解けました。天気はよくても雪がチラチラ。寒い。
今夜も積もるのかもしれませんが。

【1 月 28 日】

自転車のタイヤがパンクしました。自転車屋さんはさすがプロ。真っ先にムシを交換。
これで空気を入れてみます。・・・入りません。
残念ながらチューブを交換することになりました。

「ほめ上手な人は見返りを求めない」

【1 月 31 日】

相次ぐ就労継続支援 A 型事業所での大量解雇。障がい者と雇用契約を結んで仕事を提供する支援形態が A 型。事業の採算が取れず、当初から補助金をあてに給料を支払っていたのでないかと推察されます。
開業段階での事業計画のチェックを強化しろと厚労省が言っても自治体の現場では不可能。

【2 月 1 日】

社会福祉法人への指導監査。昨日は生活介護と就労支援 B 型を運営する法人へお伺いしました。仕事をしている部屋の中へ、利用者のだれかが絶えず入って来ます。いつもと違う状況なので物珍しいのか。
この法人は理事会を年間 26 回開催するそうです。スゴイ！

【2 月 4 日】

「仕事もプライベートも優先順位の基本はこうあるべきだ。”早いもん順”」

【2 月 5 日】

ブログを更新しました。増減資、自己株式の売買に関して、発行会社には原則として課税関係が生じることはありません。しかし株主側には問題が。

『同族会社・役員間における不動産の売買のポイント』

<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12349432464.html>

笑顔。幸せだから笑うのか。笑うから幸せなのか。幸せの感じ方は人それぞれ。
幸せを感じられることが幸せ。

【2月11日】

「教えることは教えられること」

【2月13日】

ブログを更新しました。同族会社の経営者が自社の株式を後継者へ承継することは、「財産の承継」と「経営権の承継」の二つの意味合いがあります。

『**同族会社の自社株式承継のポイント**』

<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12352419882.html>

【2月16日】

スクールロイヤー。いじめへの対応を助言する弁護士のことです。保護者からいじめなどの相談を受けた場合に、学校側が対応を誤らないようにするため、弁護士と連携する教育委員会が増えてきました。客観性、中立性の重視。

教育現場を理解する弁護士を増やすことも大切です。

大盆梅展。大阪天満宮は華やかです。温かいうどんやおでんもあります。

【2月18日】

「大将というものは、家臣から敬われているようでたえず落ち度を探されており、恐れられているようで侮られ、親しまれているようで疎んじられ、好かれているようで恨まれている。

家臣を率いる要点は惚れられること。大将は家臣から心服されなければならないのだ。」

相続税を延納するために知っておきたいこと |

大阪の企業会計の主治医

条件を満たせば、納税者の申請によりその納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより年賦で納付することができます。これを延納といいます。

<https://matsui-jicpa.net/inheritance-tax-post/>



【2月19日】

公益法人会計で必ず問題となる特定費用準備資金と特定資産 | 大阪の企業会計の主治医
特定資産と特定費用準備資金は、同じものではありません。特定資産は会計上の概念ですが、特定費用準備資金はそうではありません。

<https://matsui-jicpa.net/public-spe-assets/>

【2月20日】

相続税を納めるべき現金がないときの物納とは？ | 大阪の企業会計の主治医
相続税については、延納によっても金銭で納付することが困難とする事由がある場合には、一定の相続財産による物納が認められています。

<https://matsui-jicpa.net/inheritance-tax-deliv/>

【2月23日】

社会福祉法人への指導監査。昨日は特養、老人デイサービス等多くの事業を運営する法人へお伺いしました。時間が限られている上に検討・指摘すべき事項が多い。講評後には、「勉強になりました。」との言葉が。報われた気がしました。